

平成24年1月27日

原子力安全・保安院

日本原燃株式会社廃棄物管理事業変更許可に係る 原子力委員会及び原子力安全委員会への諮問について

原子力安全・保安院は、日本原燃株式会社から平成22年10月20日に申請（平成23年1月20日及び平成24年1月6日に一部補正）のあった再処理事業所廃棄物管理施設（高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター）における廃棄物管理事業の変更について、審査した結果、

- ①原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと及び事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること、
- ②事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであること

が認められることから、本日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の規定に基づき、①については原子力委員会に、②については原子力安全委員会に、意見を求めましたので、お知らせします。

【事業変更許可申請の概要】

1. 既設の廃棄物管理施設において、仏国からの返還廃棄物（固型物収納体及び低レベル放射性廃棄物ガラス固化体 裏面参照）を受入れ・貯蔵するため、検査装置の改造等設備の変更を行う。
2. 廃棄物管理事業により発生する放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力を、200リットルドラム缶換算で現在の約1200本から約2000本に向上させる。
3. 隣接する核燃料物質使用施設の周辺監視区域との一元化等の観点から、廃棄物管理施設の周辺監視区域を拡大するために、敷地の面積及び形状を変更する。




（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長 塩崎 正晴

担当者： 島根、望月

電話：03-3501-1511（内線 4901～6）

03-3501-1948（直通）

種 類	管理対象に追加する廃棄物		<参考> 現行の施設で管理する廃棄物	
	固型物収納体 (CSD-C)	低レベル放射性廃棄物ガラス固化体 (CSD-B)	ガラス固化体	
形 状 (外径×高さ)	 <p>約430mm × 約1340mm 容器肉厚 約5mm</p>	 <p>約430mm × 約1340mm 容器肉厚 約5mm</p>	 <p>約430mm × 約1340mm 容器肉厚 約5mm</p>	
容器材質	ステンレス鋼製	ステンレス鋼製	ステンレス鋼製	
廃棄物の起源	ハル・エンドピース 雑固体廃棄物（金属）	低レベル放射性廃液	高レベル放射性廃液	
性 状	ハル及びエンドピース等を圧縮してステンレス鋼製の容器に封入したもの	低レベル放射性液体廃棄物をステンレス鋼製の容器にほうけい酸ガラスを固化材として固型化したもの	高レベル放射性液体廃棄物をステンレス鋼製の容器にほうけい酸ガラスを固化材として固型化したもの	
最大放射能濃度 (Bq/本)	α線を放出する放射性物質	6.2×10^{12}	6.2×10^{12}	3.5×10^{14}
	α線を放出しない放射性物質	7.4×10^{14}	7.4×10^{14}	4.5×10^{16}
最大発熱量 (W/本)	90	90	2,500	
容器を含む最大重量 (kg/本)	850	550	550	